

福井県立ろう学校 学校給食・寄宿舎食調理等業務委託プロポーザル実施要領

第1 趣旨

給食および寄宿舎食（以下「給食等」という。）の調理業務を令和8年度から民間事業者に委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、業務委託候補者を募集し、受託候補者を選定する公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を行うために必要な事項を定める。

第2 事業の概要

1 事業名称

福井県立ろう学校 学校給食・寄宿舎食調理等業務委託

2 事業実施校

学校名 福井県立ろう学校

所在地 福井市幾久町2-22

幼児・児童・生徒の主な障がい 聴覚障害

幼児・児童・生徒数 27人（R8.2.1現在）

厨房の面積 55.19m²

厨房方式 ドライ方式（洗浄区域はドライ運用）

3 委託業務内容

別添「福井県立ろう学校 学校給食・寄宿舎食調理等業務委託仕様書」のとおり

4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間の長期継続契約）

5 引継ぎ期間

委託業務の契約（以下「委託契約」という。）の締結後から委託業務開始までの間を引継ぎ期間（令和8年4月上旬予定）とします。

なお、この引継ぎに関する費用は、委託業務を受託した者（以下「受託者」という。）の負担とします。

6 委託金額上限額

【3年間の総額】 54,915千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【各年度の内訳】 令和8年度 18,305千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 18,305千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 18,305千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3 受託者の決定方法等

1 受託者の選定方法

委託業務の受託を希望する者（以下「受託希望者」という。）を対象としたプロポーザルに基づき、委託契約締結予定者（以下「受託候補者」という。）を選定のうえ受託者を決定します。

受託候補者の選定は、福井県立ろう学校学校給食・寄宿舎食調理等業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、受託希望者の提出する書類および実施する提案内容のプレゼンテーション（以下「提案内容」という。）、および受託希望者に対するヒアリング等の審査を実施の上、最優秀提案者を受託候補者として選定し、その後締結する委託契約の相手方を受託者として決定します。

2 選定基準及び評価基準

（1）選定基準

提案内容から、業務の実施内容、受託希望者の運営能力、見積金額等を選定委員会において審査し、評価基準による配点の合計点について最高点となった者を受託候補者として選定します。

(2)評価基準

評価基準は、次のとおりです。

項目	視点	配点
学校給食に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な給食を提供するための理念 ・法令遵守 ・学校給食の意義や特色の理解度 ・調理業務に取り組む意欲 	10
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用体系・人事・労務管理 ・県内在住人材の雇用 ・従業員の配置計画 ・従業員の教育・各種研修体制 	25
安全衛生管理体制 職場環境向上への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理体制や食中毒・異物混入の具体的な防止策 ・従業員の健康管理体制（熱中症対策含む） ・個別対応食（食物アレルギー、胃ろう対応等）を提供するための方策と事故防止策 ・従業員に対する福利厚生 ・損害賠償保険への加入 	25
食育推進への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進に向けた協力 ・地場産給食についての考え方とその実現に向けた取組や工夫 	10
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務の受託実績 ・代替調理員の確保や緊急時の体制 	20
経費見積額 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書を踏まえた見積額の妥当性 ・経営基盤の安定性 	10
		100

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が審査委員の平均点で100点満点中60点に満たない場合は、受託候補者を選定しません。

3 受託者の選定に係るスケジュール

項目	日 程
公告、実施要領等の公表および配付	令和8年2月12日(木)
説明会および施設見学会	令和8年2月19日(木)
質問受付期限	令和8年2月24日(火)
受審資格認定申請書等提出期限	令和8年2月25日(水)
参加申込書及び企画提案書等の受付期限	令和8年3月5日(木)
企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年3月9日(月)
受託候補者の選定 (プロポーザルの結果通知および公表)	令和8年3月下旬
受託者の決定	委託契約締結時
開始準備	契約締結～令和8年4月上旬

第4 応募資格

1 プロポーザルの応募資格

提案書の提出期限において、次の要件をすべて満たすこと。

(1) 本校との連絡調整を速やかに行うために、福井県内に本社、支社、支店、営業所若しくは事業所（以下「事業所等」という。）を有すること。

(2) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項目の規定する者でないこと。

(4) 現に県の指名停止措置を受けているものでないこと。

(5) 令和7年度福井県競争入札参加資格者名簿に給食調理業務の登録があること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

(9) 製造物責任法（平成6年法律第86号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

(10) 学校、福祉施設または医療施設で、受託する事業と同規模程度以上の食数となる1日3回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(11) 緊急時速やかに対応できる代行者を確保できること。

(12) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。

(13) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

2 受審資格の認定等

(1) 申請方法 参加を希望する事業者は次に掲げる書類を電子メールにより、担当窓口に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

- ア 受審資格認定申請書（別紙2）

- イ 会社概要書（別紙3）

- ウ 競争入札参加資格審査申請書の写し

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合に限る。

(2) 提出期限

令和8年2月25日（水）17時（必着）

(3) 受審資格の認定結果の通知

受審資格の認定結果は、速やかに、申請者に書面（電子メール）で通知します。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合、通知を受け取った日から3日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口に提出しなければなりません。

イ 県は説明を求めた者に対して、書面（電子メール）により回答します。

3 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 提案内容

提案内容は、第2の3の仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとしてください。

なお、受託した場合、受託者は提案内容を誠実に実施するものとします。

また、見積金額は、提案内容に基づくものとしてください。

(2) 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき

ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

(3) 接触の禁止

選定委員、本校職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(4) 辞退

受審資格認定申請書提出後に、辞退される場合は、令和8年3月3日(火)午前10時までに、本校へ参加辞退届(別紙5)を提出してください。

(5) その他

- ・プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、当該実施要領及び仕様書等の記載内容に同意したものとします。
- ・企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用します。ただし、福井県情報公開条例(平成十二年三月二十一日福井県条例第四号)その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りではありません。
- ・提出された企画提案書は、企画提案書の審査に必要な範囲で複製を作成することができます。
- ・提出された企画提案書は返却しません。
- ・提出された企画提案書について、県からの内容についての質問および補正を命じることがあります。
- ・提出後における企画提案書の撤回、内容の修正または再提出は認めません。

4 説明会および施設見学会

このプロポーザルへの参加を希望する者を対象に、次のとおり説明会および施設見学会を実施します。

(1) 実施日時等(受付は事務室となります。)

日時 令和8年2月19日(木) 14時

場所 福井市幾久町2-22
福井県立ろう学校

(2) 留意事項

- ア 参加希望者は、令和8年2月18日(水)までに「説明会および施設見学会参加申込書」(別紙1)に必要事項を記入し、ろう学校へ電子メールにより連絡してください。
- イ 説明会において、各学校の厨房に入室を希望する方は、最近1か月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157、ノロウィルス)、清潔な衣服(白衣・帽子・使い捨てマスク・調理室入室専用の上履き等)を用意してください。調理室への入室は2名以内とします。
- ウ 視察時は、職員の指示に従ってください。

5 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和8年2月24日（火）17時までに質問書

（別紙4）を電子メールにより、担当窓口に提出すること。

質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して行う。

6 提出書類・提出期限等

受審資格があると認められた事業者に限る。

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（表紙）（様式第2号）
- ③ 会社概要（様式第3号）
- ④ 業務に関する調書（様式第4号～第8号）
- ⑤ 見積書（様式第9号） ※年度ごとに見積額を算出すること
- ⑥ 福井県競争入札参加資格確認通知書の写し
- ⑦ 他の学校または福祉施設等で調理実績を有していることを証明する書類（契約書の写しなど）1件以上3件以内
- ⑧ 代行者（労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となった場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者）が確保できることを証明する書類（代行者の承諾書（任意様式）など）
- ⑨ 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類（保険の加入証の写しなど）
- ⑩ 納税証明書（国税は様式その3の3（法人税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）。福井県税は未納がないことの証明）
- ⑪ 安全衛生管理に関する会社独自のマニュアルや基準等
- ⑫ 会社の決算書（直近のもの）
- ⑬ 会社の定款
- ⑭ 会社の概要がわかるパンフレット等

（2）留意事項

ア 上記（1）の提出書類のうち様式を指定している①～⑤は、A4版の用紙とし、文字は横書きとしてください。

イ 提出部数は、8部（1部は正本、他7部はコピー可）とし、左側を2箇所ホチキスで留めて提出してください。なお、パンフレット等ホチキス留めできないものは別葉にし、各8部提出してください。

ウ 提出にあたっては、委託業務内容に係る契約書（案）を提供します。
提供を希望する者は、お申し出（申出方法任意）ください。

(3)提出の期限、方法及び提出先

令和8年3月5日（木）13時までに郵送又は持参により事務局へ提出してください。

第5 プレゼンテーション

ア 日時及び場所 令和8年3月9日（月）時間および場所は別途通知する。
イ 実施時間 1事業者原則35分（説明20分、質疑応答15分）
ウ 出席者 1事業者につき3名までとする。
エ 準備物 パソコンを使用する場合は事前に事務局へ連絡し、パソコンは提案者側で準備すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。

オ 留意事項 プレゼンテーションは提出した提案書をもとに行うこと。

追加資料の配付はスクリーンに投影するスライドを印刷したものに限り認める。

カ 審査項目 別紙給食調理業務委託評価基準項目のとおり

キ 最低基準点 評価点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

第6 審査結果の通知および公表等

1 審査結果の通知

(1) 結果通知

選定委員会による選定後、速やかに全ての提案者に書面（電子メール）で通知する。なお、審査経過については公表せず、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

(2) 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、審査結果の通知を受け取った日から7日以内（休日除く）に説明を求める旨を記載した書面を持参または電子メールにより、担当窓口に提出しなければならない。

第7 契約

(1) 契約方法等

本件企画競争による委託事業者の選定については、当該委託契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降において当該予算の執行が可能となったときにその効力が生じるものであり、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約に係る歳出予算の減額及び削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

本件において、学校から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

(2) 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

- ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。
- イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき。
- ウ 契約締結までに、3に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ その他、受託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が発生したとき。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、福井県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

(5) 代行者の確保

受託者は、あらかじめ労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となった場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者を確保する必要があります。

第8 業務の円滑な引継ぎ

1 業務引継ぎ予定表（計画表）の提出

受託者は、委託契約締結後速やかに、業務委託開始までの間に、業務の安全かつ適切な履行のために講ずる具体的な事項について、詳細な予定表（計画表）を事業実施校が定める日までに当該校長あてに提出してください。

2 現場引継ぎについて

業務引継ぎ期間中に、受託者の受託管理責任者若しくはその予定者は2日以上、業務責任者若しくはその予定者は5日以上現場引継ぎを行ってください。

3 調理業務従事者への教育

受託者は、業務開始までの間に、全ての調理業務従事者に対し、調理技術研修、衛生管理研修、仕様書等の内容について理解を深める研修など必要な教育を行ってください。

4 試作（試食会）の実施

受託者は、業務開始前に、試作（試食会）の要請があった場合は、協議の上、配置予定の調理業務従事者により仕様書の手順に基づき実施してください。

5 保健所への営業外食品供与施設開設報告等

保健所への食品衛生法による営業外食品供与施設開設報告書等については、受託者において受託者の負担により行ってください。

第9 事務局の連絡先

この実施要領に係るすべての事務を担当する本校の連絡先は、次のとおりです。

なお、提出書類中の様式の電子データが必要な場合は、メールアドレスへその旨をメールで送信してください。

1 名称

福井県立ろう学校

2 郵便番号・住所

〒910-0014 福井市幾久町2-22

3 電話番号

0776-24-5190

4 ファクシミリ番号

0776-24-5207

5 メールアドレス

rougako@pref.fukui.lg.jp